破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２６３６号
福岡市南区横手４丁目２番１―703号、旧住所那覇市字安里420番地の１松和産業ビル４－Ａ
破産者　山里　森子
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２６号
埼玉県川越市大字藤間1136番地３　グロリーハイツＡ棟201号室、前住所埼玉県川越市諏訪町16番地30
破産者　野城　征司
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４２号
埼玉県坂戸市西坂戸５丁目13番22号
破産者　宮本　　洋
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８３８号
埼玉県所沢市緑町３丁目17番55―810号
破産者　南　　義雄
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０号
埼玉県川越市城下町46番地５
破産者　斉藤　次郎
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目13番802号
破産者　木暮　貞三
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６２号
埼玉県狭山市大字北入曽1276番地の16
破産者　田中　　均
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５４１号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路74番地の６　第３スカイハイム311号、開始決定時の住所愛知県知多郡東浦町大字藤江字上満27番地の３
破産者　久徳　伸二
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８２８号
名古屋市守山区新城３―23　ライオンズマンション小幡新城104号、住民票上の住所愛知県知多郡東浦町大字森岡字南陽二区105番地の１　サンハウス尾張森岡Ⅱ11Ａ
破産者　伊藤　洋**延**
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３９９号
大阪市北区長柄中３丁目９番12号　新都ハイツ404号室、開始決定時の住所奈良市大宮町２丁目３番11―1008号
破産者　森高　千晶（旧姓山田）
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９２０号
愛知県海部郡蟹江町緑１丁目72番地　ソファレ緑202号
破産者　渡辺　展士
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４９８号
名古屋市熱田区神宮３丁目３番13号
破産者　山田　克己
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７３０号
愛知県稲沢市国府宮３丁目４番６号　宮前荘１－Ｂ
破産者　岩田　立雄
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１４９号
大阪府寝屋川市平池町７番19―202号
破産者　都築　　博
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１９２号
大阪府寝屋川市黒原城内町18番20号
破産者　岡本　成治
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８５５号
大阪府吹田市昭和町24番５―206号、開始決定時の住所大阪府吹田市東御旅町６番14号
破産者　村瀬仁士こと　金　　仁士
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８４９号
大阪府八尾市桜ヶ丘２丁目237番地
破産者　青岡一郎こと　徐　　一郎
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９２９号
大阪府東大阪市衣摺３丁目13番20号　メゾンみのうら105
破産者　村上剛こと　高　　剛
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部